

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十一号

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第一条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(捕獲人の指定等) 第二条 略 2 略 別記様式 犬の捕獲人の身分証明書 (第2条関係) (表面) 略 (裏面) 略 狂犬病予防法施行細則抜粋 (捕獲人の指定等) 第2条 略 2 捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、狂犬病予防法施行規則第14条の規定による証票のほか、別記様式による身分証明書を携帯しなければならない。	(捕獲人の指定等) 第二条 略 2 前項の申請書は、犬の所在地を管轄する保健所長又は動物愛護センター所長を経由して提出しなければならない。 3 略 別記様式 犬の捕獲人の身分証明書 (第2条関係) (表面) 略 (裏面) 略 狂犬病予防法施行細則抜粋 (捕獲人の指定等) 第3条 略 2 略 3 捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、狂犬病予防法施行規則第14条の規定による証票のほか、別記様式による身分証明書を携帯しなければならない。

(秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成九年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(抑留した犬の公示) 第五条 条例第十一条第一項の規定による抑留した犬の公示は、次に掲げる事項を 秋田県動物愛護センターの掲示板に掲示して行う方法及びインターネットを利用する方法により二日間 行うものとする。 一 四 略	(抑留した犬の公示) 第五条 条例第十一条第一項の規定による 公示は、当該犬を捕獲し、抑留した場所を所管する保健所又は秋田県動物愛護センターの掲示板に次に掲げる事項を 二日間掲示して行うものとする。 一 四 略

(知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物愛護センター所長に委任する規則の一部改正)

第三条 知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物愛護センター所長に委任する規則(平成九年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第一条関係) 一・二 略 三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)に関する事務 (一) 略 四 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)に関する事務	別表(第一条関係) 一・二 略 三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)に関する事務(一)から(五)まで、(五)から(七)まで及び(八)に掲げる事務にあつては、秋田中央保健所以外の保健所の所管に属するものを除く。) (一) 略 四 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)に関する事務(七)に掲げる事務にあつては、秋田

(一) (三) 略 五 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（平成八年秋田県条例第八十五号）に関する事務	
中央保健所以外の保健所の所管に属するものを除く。） (一) (三) 略 五 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（平成八年秋田県条例第八十五号）に関する事務（一）から（五）まで及び（七）から（九）までに掲げる事務にあつては、秋田中央保健所以外の保健所の所管に属するものを除く。） (一) (九) 略 六 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成九年秋田県規則第三十三号）に関する事務（秋田中央保健所以外の保健所の所管に属するものを除く。） (一) (六) 略	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。